令和5年度 札幌市健全化判断比率審査意見

1 審査の期間

令和6年7月4日から同年8月23日まで

2 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類について、札幌市監査委員監査基準に準拠し、これらの書類が法令に適合し、 かつ正確であるかを着眼点として審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、健全化判断比率については、次表のとおりである。

(単位 %)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	備	考
①実質赤字比率	_	_	_	11.25		
②連結実質赤字比率	_	_	_	16.25		
③実質公債費比率	2. 9	2. 9	2. 7	25.0		
④将来負担比率	18.2	21.8	29.3	400.0		

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担 比率が算定されない場合は「-」で表記

(参考資料)

健全化判断比率について

1 財政状況の公表制度

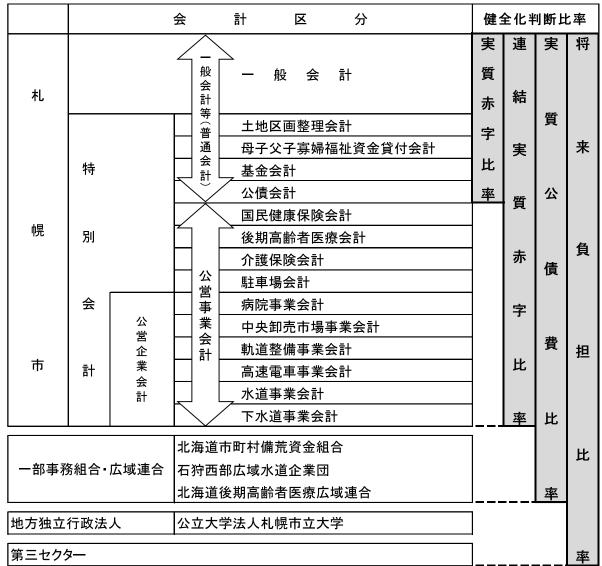
地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「法」という。)においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標を健全化判断比率とし、地方公共団体は、毎年度、前年度決算に基づき、健全化判断比率を公表しなければならないと定められている。

また、健全化判断比率が早期健全化基準もしくは財政再生基準以上の場合は、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、財政の健全化もしくは再生のための計画を定めなければならないこととされている。

2 健全化判断比率の対象となる会計

財政指標の対象会計については、次のとおりである。

健全化判断比率の対象会計範囲



3 早期健全化基準と財政再生基準

(1) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支の不均衡な状況その他の財政状況の悪化した状況 において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、4つ の財政指標それぞれについて定められた数値である。

(2) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3つの財政指標それぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

なお、札幌市における各指標比率の基準数値は下表のとおりである。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11. 25%	16. 25%	25%	400%
財政再生基準	20%	30%	35%	

[※] 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、各地方公共団体 の財政規模に応じて定めることとされている。

4 各財政指標の概要

各財政指標の算定方法については、法及び関係政省令により定められている。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する 比率で、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いをみる ことができる。

一般会計等の実質赤字額 実質赤字比率 = 標準財政規模

なお、令和5年度の札幌市の実質赤字比率は、一般会計等における実質収支 が赤字となっていないことから算定されない。

※ 標準財政規模とは… 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的 一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨 時財政対策債発行可能額を加算した額。以下同じ。

(2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金 の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体としての赤字の程 度を指標化し、全体的な財政運営の悪化の度合いをみることができる。

連結実質赤字額
連結実質赤字比率= 標準財政規模

なお、令和5年度の札幌市の連結実質赤字比率は、一般会計等における実質 収支が赤字となっていないこと及び公営企業会計の資金にも不足額がないこと から算定されない。

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。)に対する比率で、借入金(地方債)の返済額等の大きさを指標化し、資金繰りの程度をみることができる。

(元利償還金+準元利償還金) -(特定財源+元利償還金・準元利償還 金に係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率= ⁻ (3か年平均)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

なお、令和5年度の札幌市の実質公債費比率は2.9%であり、前年度と同率である。

※ 準元利償還金とは… 公営企業債の元利償還の財源に充てたと認められる一般会計等 の繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの

(4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさや地方公共団体が将来支払っていく可能性のある負担等についての比率で、現時点での見込額を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いをみることができる。

将来負担額-(充当可能基金額 + 特定財源見込額+地方債現在高等 に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率=

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

なお、令和5年度の札幌市の将来負担比率は18.2%であり、前年度の比率 21.8%と比較して3.6ポイント低下している。

5 政令指定都市の状況

政令指定都市の健全化判断比率(令和4年度決算)

(単位 %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
札幌市	_	_	2.9	21.8
仙 台 市	_	_	6.5	57.5
さいたま市	-	-	6.6	16.4
千 葉 市	_	-	10.6	125.0
横 浜 市	_	_	9.7	129.2
川崎市	_	_	8.7	123.4
相模原市	_	_	2.7	2.0
新 潟 市	_	_	11.7	126.7
静岡市	_	_	6.3	34.3
浜 松 市	-	-	4.4	-
名 古 屋 市	-	-	6.8	88.6
京 都 市	_	_	11.9	148.6
大 阪 市	-	-	1.3	-
堺市	-	-	6.0	-
神戸市	-	-	4.8	60.9
岡 山 市	-	-	5.3	-
広 島 市	_	_	9.8	164.8
北九州市	_	_	10.4	147.2
福岡市	-	_	8.4	74.3
熊 本 市	_	_	5.4	102.2
平 均	_	_	6.8	67.6

(資料:総務省ホームページから抜粋)

